

1/14  
未複

判長)で開かれ、審理を終結しました。

住民側は審尋後の会見で、「全力を尽くして主張と立証を行つた」とのべました。

住民側は、原発の地震動想定が過小評価となりうる現在の手法や、設計上安全を軽視した「安全余裕」について、考え方の誤りを指摘しました。また、関電が十分反論していない争点として、1万年に1回以下の頻度でしか観測されないとされる「基準地震動」を超える地震動が、10年間に4回も起きていくのはなぜか、など3点

4号機(同県おおい町)の再稼働差し止め仮処分の審尋も終結しました。

高浜原発異議審が終結  
福井地裁  
住民側「全力尽くした」

関西電力高浜原発

3、4号機(福井県高浜町)の再稼働差し止め仮処分決定(4月)日、福井地裁(林潤裁

不服として同社が行った異議申し立てに対する第4回審尋が13日、福井地裁(林潤裁